

# 入林届出書

平成 年 月 日

地域振興局長 様

申請者 氏名 所属 住所 連絡先 (電話・fax) 印

1 入林場所

2 入林目的

3 入林期間 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日

4 入林者

※入林者が多数の場合は、代表者名及び人数を記入する。(〇〇 〇〇 他 名)

5 車両通行希望の有無 有 り ・ 無 し

有りの場合はその理由 ( )

車種・車両番号 (車種: 車両番号: )

6 添付書類  
・ 関係図面

下記の留意事項を遵守し、上記のとおり県有林内に入林したいので届け出ます。

## 記

### 留意事項

- (1) 作業終了時には、速やかに地域振興局(電話番号: )へ連絡すること。
- (2) 入林する者全員に関係法令で禁止されている行為、遵守事項、ルール及びマナーを守り、節度ある行動を心がけるよう周知すること。
- (3) 原則として歩道を通行するものとし、立木竹の伐採及び損傷(踏荒らしを含む。)を与える行為を行わないこと。
- (4) 作業道での車両使用届出済証が発行された場合は、歩行者等に十分注意し低速で通行するとともに、「県有林車両使用届出済証」を車内の見えやすい位置に置くこと。
- (5) 入林にあたっては、自らの判断と責任で無理のない計画を立て、事故及び怪我等のないよう十分注意すること。
- (6) たき火をしないこと。たばこの吸殻は林内に捨てずに持ち帰ること。また、その他の火気の使用は消火の準備をした上で慎重に取扱うこと。
- (7) 生態系を乱す恐れがある、動植物を持ち込まないこと。
- (8) 入林による事故、怪我及び車両の物損等については、県は一切の責任を負わないものであること。
- (9) 土地の形状変更または立木伐採が行われた場合は、新潟県県有林県行造林地の土地及び立木の損失補償額算定要領及び新潟県県有林・県行造林立木の損失補償事務取扱要領により取り扱うものとする。
- (10) その他、県の指示に従うこと。

(地域振興局記入) 以下は、記入しないでください。

農林水産部長報告 (地域振興局→林政課)	作業完了確認 (入林者→地域振興局)	入林承認届出書受理年月日 (入林者→地域振興局)	收受印欄
平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
備考			